



平成 21 年 6 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社 栄 電 子
代表者名 代表取締役社長 染谷 英雄
(J A S D A Q コード番号 7 5 6 7)
問合せ先 執行役員経理部長 菊池 隆之
T E L (0 3) - 6 3 8 5 - 7 2 4 0

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 1 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 42 期定時株主総会において「定款一部変更」について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 公告に関する利便性の向上および費用の削減を図るため、現行定款第 4 条(公告方法) を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」とします。) が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一齐移行(いわゆる株券の電子化) されました。これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。
なお、現行定款第 8 条(株券の発行) につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。
- (3) 株式取扱規則の内容を明確にするため、現行定款第 11 条(株式取扱規則)の変更を行うものであります。
- (4) その他文言等につき所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 21 年 6 月 26 日
定款の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、 <u>次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>
(公告方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する <u>方法により行う。</u>	(公告方法) 第5条当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第5条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
(自己株式の取得) 第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。	(自己株式の取得) 第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
第7条 (条文省略)	第8条 (現行どおり)
(株券の発行) 第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3. 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、 <u>単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>	(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3. 当社の株主名簿、新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、 <u>届出の受理等、株式および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(招集)</p> <p>第13条 当社の株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p>	<p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に<u>関し</u>、(省略)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、(省略)</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主または法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または法定代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(取締役会の設置)</p> <p>第19条 当社は、取締役会を置く。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第20条 (条文省略)	第19条 (現行どおり)
<p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任については、累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p>3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長</u>、取締役社長を各1名選定し、また必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>3. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p>	<p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、取締役社長を1名選定し、また必要に応じ、<u>取締役会長を1名</u>、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>3. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役社長が招集し議長となる。</p> <p>2. 代表取締役社長に事故あるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により</u>他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役社長が招集し、<u>その議長</u>となる。</p> <p>2. 代表取締役社長に事故<u>が</u>あるときは、取締役会において<u>あらかじめ定めた順序に従い</u>、他の取締役がこれにあたる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、<u>取締役会</u>の日の3日前までに、各取締役および各監査役に対し、その通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役会は、<u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることが出来る</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>
<p>第27条、第28条 (条文省略)</p>	<p>第26条、第27条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>これを</u>定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の<u>会社法第423条第1項</u>の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、取締役会の決議によって、<u>会社法第423条第1項</u>の行為に関する取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>
<p>第32条 (条文省略)</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第33条 当会社は監査役および監査役会を置く。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第34条 (条文省略)	第32条 (現行どおり)
<p>(監査役の選任)</p> <p>第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを<u>行う</u>。</p>
第36条 (条文省略)	第34条 (現行どおり)
<p>(常勤監査役)</p> <p>第37条 監査役は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 監査役会はその<u>議決により</u>、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、<u>監査役会の日</u>の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第40条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項<u>については</u>、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第41条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項は、法令または<u>本定款</u>に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第42条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>
<p>(会計監査人の設置)</p> <p>第44条 当社は会計監査人を置く。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第45条～第51条（条文省略）</p>	<p>第42条～第48条（現行どおり）</p>
<p>(附 則)</p> <p>(新設)</p> <p>本定款は、平成18年6月29日から実施する。</p>	<p>(附 則)</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置き、その他株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</p> <p>本定款は、平成21年6月26日から実施する。</p>

以 上